

赤磐市建設工事等最低制限価格取扱要領（平成22年赤磐市告示第55号）新旧対照表

改正後	現行
<p>(最低制限価格基準率の算定方法)</p> <p>第4条 建設工事における最低制限価格基準率（以下「基準率」という。）は、次の計算式により算出した率（小数点第3位以下を切り捨てた率）とする。ただし、その率が<u>0.92</u>を超える場合には<u>0.92</u>とし、0.75に満たない場合にあっては0.75とする。</p> <p>(直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×<u>0.68</u>)÷工事価格</p> <p><u>2</u> (略)</p>	<p>(最低制限価格基準率の算定方法)</p> <p>第4条 建設工事における最低制限価格基準率（以下「基準率」という。）は、次の計算式により算出した率（小数点第3位以下を切り捨てた率）とする。ただし、その率が<u>0.9</u>を超える場合には<u>0.9</u>とし、0.75に満たない場合にあっては0.75とする。</p> <p>(直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×<u>0.55</u>)÷工事価格</p> <p><u>2</u> <u>前項の基準率に拠ることが適当でない</u>と認める場合については、<u>前項の規定にかかわらず、0.75とすることができる。</u></p> <p><u>3</u> <u>解体工事については、前各項の規定にかかわらず、0.7とすることができる。</u></p> <p><u>4</u> 建設コンサルタント業務等における最低制限価格基準率は0.70とする。</p>